

学校保健安全法施行規則 【学校において予防すべき感染症】

分類	病 名	出席停止の基準
第Ⅰ種	(※)	治癒するまで
第Ⅱ種	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	インフルエンザ	発症後 5 日かつ解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失または 5 日間の適正な抗菌剤治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発症後 5 日経過しかつ全身 状が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそ）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第Ⅲ種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 （医師から感染の恐れがあり登校を控えるよう指示された場合、出席停止となるもの）	
	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）など	

※第Ⅰ種学校感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱 ペスト、マールブルグ熱 ラッサ熱
ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）